

意見書における主な反対意見の要旨と当該意見に対する事業認定庁の見解を併記した意見対照表

○意見書の提出総数 1通

九州地方整備局

項目	意見書の要旨	事業認定庁の見解
道路計画①	計画路線の下にある耳川は、ダムの異常放流により洗掘され、将来の崩壊などの危険性がある。	起業者は、起業地下の耳川左岸について、現地調査を行い、浸食強度を十分に有した地質にて構成され、浸食・崩壊に対し安定しているため、崩壊のおそれはないことを確認している。
道路計画②	起業地上流の橋脚は当初計画より川手に変更されており、当該道路の線形を山手に変更することは可能で、かつ、安全である。	起業者は、台風14号による災害発生後、起業地を含む区間につき、経済性・施工性を考慮し、山側に線形を変更している。道路の安全性については確保されていると考えられる。
工事の進め方	事業着手前に十分な説明をし、同意を得てから着手すべき。用地交渉が済んでいないにも拘わらず、工事がなし崩し的に進められている。	起業者は、用地取得等が完了したところから順次工事を施工しており、このような工事の進め方については、基本的に起業者の判断であると考えられる。
対岸の河川工事	塚原ダム下流で宮崎県が行った工事により、耳川は従来の右岸より大きく迫り出し、河川容積が減少しており、起業地のある左岸を危険にしている。	本件事業とは別の災害復旧工事として行われたものであり、上記道路計画①のとおり、起業地下の耳川左岸については、現地調査により、崩壊のおそれがないことを確認されている。
	耳川左岸にあった田等の買収を進める際の宮崎県の対応は釈然としない。	上記災害復旧工事時の用地交渉における経緯であり、本件事業とは直接関係がない事項であると考えられる。
	川遊び等の場となっていたところに宮崎県が破壊的な工事を行ったことは残念である。自然と人が調和して楽しめる空間の整備を行うべき。	上記災害復旧工事に関する意見・要望であり、本件事業とは直接関係がない事項であると考えられる。